

都市ガス分野におけるスマート保安の促進を念頭に置いた 新たな制度的措置（認定制度）の具体的あり方

－ 事業者との意見交換を踏まえて －

2021年10月12日

経済産業省
産業保安グループ

都市ガス分野における新たな制度的措置（認定制度）のあり方について

1. ガス事業法における新たな制度的措置（認定制度）についての基本的考え方

- 都市ガス事業は、業界大の取組を通じ、技術の向上や水平展開を進めながら、業界全体の保安レベルを高めてきたが、スマート保安を推進することは非常に重要なことから、認定制度は、認定事業者が規制見直しをインセンティブとし、トップランナーとしてスマート保安を推進させる制度。
- そのため、これまでの業界大の取組を通じた技術の向上や水平展開の仕組み(ベストプラクティスの展開)を継続していくとともに、認定制度(トップランナーの創生)と併せて、保安レベルの維持向上施策の両輪として進めることが重要。

2. 「テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者」に対する主な制度的措置

工事計画の届出等

- ・「中間とりまとめ」においては、記録保存を課す等により、自己管理型へ移行しても必要な保安レベルを確保できるとした
- ・他方、振動規制法や騒音規制法等の公害防止関係法と関係がある工事計画(振動発生施設・騒音発生施設等)は事前届出が必要



公害防止関係法に係る工事計画については事前届出を維持
それ以外の工事計画は事後届出(速やかに/30日以内)とする

主任技術者・保安規程の届出等

- ・「中間とりまとめ」において、記録保存を課す等により、自己管理型へ移行しても必要な保安レベルを確保できるとしており、これについて事業者・規制部局から特段の懸念はなく、規制部局からもこれが適当とされた



主任技術者・保安規程の届出は記録保存とする

使用前自主検査

- ・現行制度は「事業者による自主検査」と「登録ガス工作物検査機関による検査」により技術基準への適合状況を確認
- ・認定事業者については、二重の手続きの排除する観点から、事業者の行う検査のみとしても、保安水準は維持されると考えられる



事業者による自主検査のみとする

定期自主検査

- ・現行制度は、法律上「定期」に自主検査を実施
- ・認定事業者は、CBM(Condition Based Maintenance)や常時監視等が可能なガス工作物については、一律の検査時期ではなく設備状況に応じた検査時期としても、保安レベルを維持することができる



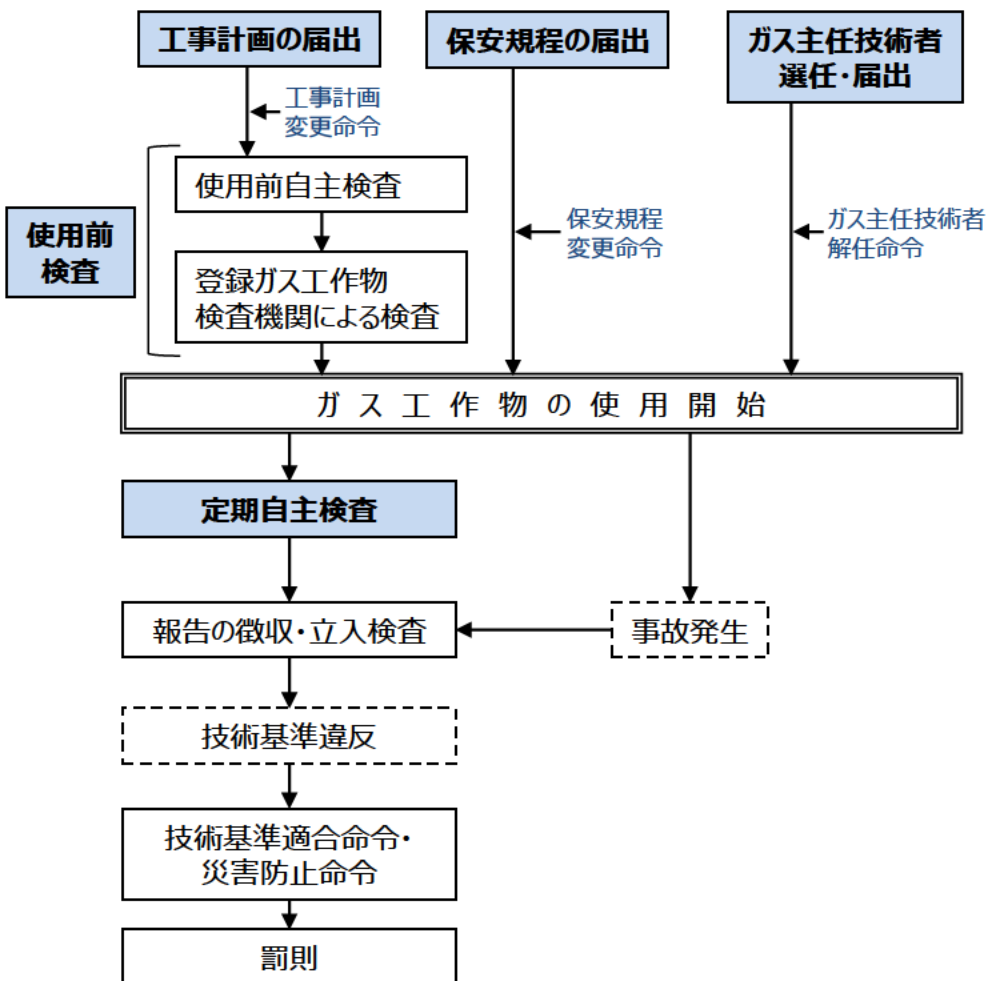
認定事業者がCBMや常時監視等を用いた場合を想定して、法律上の「定期に」との文言を削除し、当該事業者による検査の時期を柔軟化する

(参考) ガス事業法におけるガス工作物に対する規制の概要

- ガス事業法において「ガス工作物」は、ガス導管やガス製造設備等の、ガス事業者※が「事業の用に供する工作物」であり、ガス事業者には、事業者の単位で、ガス工作物についての保安責任が課される。
- いずれの事業類型のガス事業者であっても、ガス工作物を持つ場合は、同水準の保安業務を行うことが求められることから、ガス事業法においては、全てのガス事業者に同様のガス工作物の保安規制を課している。

※「ガス事業者」：「ガス小売事業者」「一般ガス導管事業者」「特定ガス導管事業者」「ガス製造事業者」

凡例：ガス小売事業者※1、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者



ガス工作物に対する規制事項 (例)	関係条文
工事計画届出等 省令で定めるガス工作物の設置・変更の工事計画の事前届出を義務付け。届出に対して30日間は計画の変更等を命令可能。	第32条, 第68条, 第84条※2, 第101条
使用前検査 省令で定めるガス工作物が工事計画どおりに施工されているかについて、登録ガス工作物検査機関の検査を受けることを義務付け。	第33条, 第69条, 第84条※2, 第102条
保安規程の作成・届出等の義務 ガス工作物の工事、維持及び運用に保安上必要な保安規程の作成、届出、遵守をガス事業者に義務付け。国は、保安規程の変更命令が可能。	第24条, 第64条, 第84条※2, 第97条
ガス主任技術者の選任・届出等の義務 自主保安確保のため、有資格者の内からガス主任技術者を選任し、選・解任に関する届出をガス事業者に義務付け。国は、ガス主任技術者の解任命令が可能。	第25, 31条, 第65, 67条, 第84条※2, 第98, 100条
定期自主検査 省令で定めるガス工作物(経年的な変化が想定されるもの)について、告示で定める検査周期で定期的に自主検査を行うことを義務付け。	第34条, 第71条, 第84条※2, 第104条

※1 自らが維持・運用するガス工作物によって小売供給を行うガス小売事業者に限る
 ※2 特定ガス導管事業は一般ガス導管事業の条項を第84条にて準用

ガス事業法における新たな制度的措置（認定制度）の具体的仕組み

凡例：ガス小売事業者※1、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者

適正化措置の対象者
「テクノロジーを活用しつつ、 自立的に高度な保安を確保 できる事業者」
①経営トップのコミットメント
②高度なリスク管理体制
③テクノロジーの活用
④サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応



規制の適正化措置		
法律上の措置		
適正化する項目	現行制度	見直し案
工事計画届出等	第32条, 第68条, 第84条※2, 第101条	事前届出・変更命令 公害防止関係法に係る工事計画 については事前届出を維持 それ以外の工事計画は事後届出 (速やかに/30日以内) ※クラウド保存形式を検討
使用前検査	第33条, 第69条, 第84条※2, 第102条	事業者による自主検査 + 登 録ガス工作物検査機関による 検査 事業者による自主検査のみとする
保安規程の作成 ・届出等の義務	第24条, 第64条, 第84条※2, 第97条	事前届出・変更命令 記録保存・変更命令 ※作成義務は維持
ガス主任技術者の選 任・届出等の義務	第25, 31条, 第65, 67条, 第84条※2, 第98, 100条	選解任の届出 ・解任命令 記録保存義務・解任命令 ※選任義務は維持
定期自主検査	第34条, 第71条, 第84条※2, 第104条	告示で定める検査 周期で定期に行う 認定事業者がCBMや常時監視等 を用いた場合を想定して、法律上の 「定期に」との文言を削除し、当該 事業者による検査の時期を柔軟化 する

※1 自らが維持・運用するガス工作物によって小売供給を行うガス小売事業者に限る

※2 特定ガス導管事業は一般ガス導管事業の条項を第84条にて準用

新たな制度的措置に係る認定の基準

<p>①経営トップのコミットメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法における現行のスーパー認定事業者制度の要件をベースに設定 ・コンプライアンス体制の整備、コーポレート・ガバナンスの確保を要件として追加
<p>②高度なリスク管理体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法における現行のスーパー認定事業者制度における要件や、「ガス保安リスクマネジメント調査報告書※¹」などを参考にしつつ、ガス事業の特性にも留意して設定
<p>③テクノロジーの活用</p>	<p><u>現行スーパー認定事業者制度における仕組みを参考に設定</u></p> <p>※認定基準において、採用することが必要となるテクノロジー（水準）を一定の幅で示し、事業者は、その中で事業実態に見合ったテクノロジーを採用</p>
<p>④サイバーセキュリティなど 関連リスクへの対応</p>	<p>ガス業界におけるサイバーセキュリティガイドライン※²に沿った内容</p>

※1 日本ガス協会による全国のガス事故詳報データを活用し、製造・供給・消費の各段階の特徴を踏まえたリスク評価と、ガス事業者によるPDCAサイクルに従った保安施策の運用・推進による、保安施策の組織的・継続的な改善を行うもの。(2008～2010経産省委託事業で実施)

※2 「製造・供給に係る監視・制御系システムのセキュリティガイドライン」:「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」(サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づく「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針」により、ガスセクター10社における内規の策定・改定支援を目的として策定。

(参考) ガス事業法における保安規制の概要

- ガス事業法は、ガス栓を分岐点として、ガスに係る設備・機器等を「ガス工作物」と「消費機器」に分け、それぞれに対する保安規制を設けている。
- 「ガス工作物」の保安規制は、ガス工作物を所有するガス事業者（ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者）に、「消費機器」の保安規制は、需要家及びガス小売事業者（最終保障供給を行う場合は一般ガス導管事業者）に課される。

ガス工作物の保安規制

【ガス事業者に対する義務】

技術基準適合維持義務（第61条等）、保安規程の作成・届出（第64条等）、
ガス主任技術者の選任（第65条等） 工事計画の作成・届出（第68条等）等

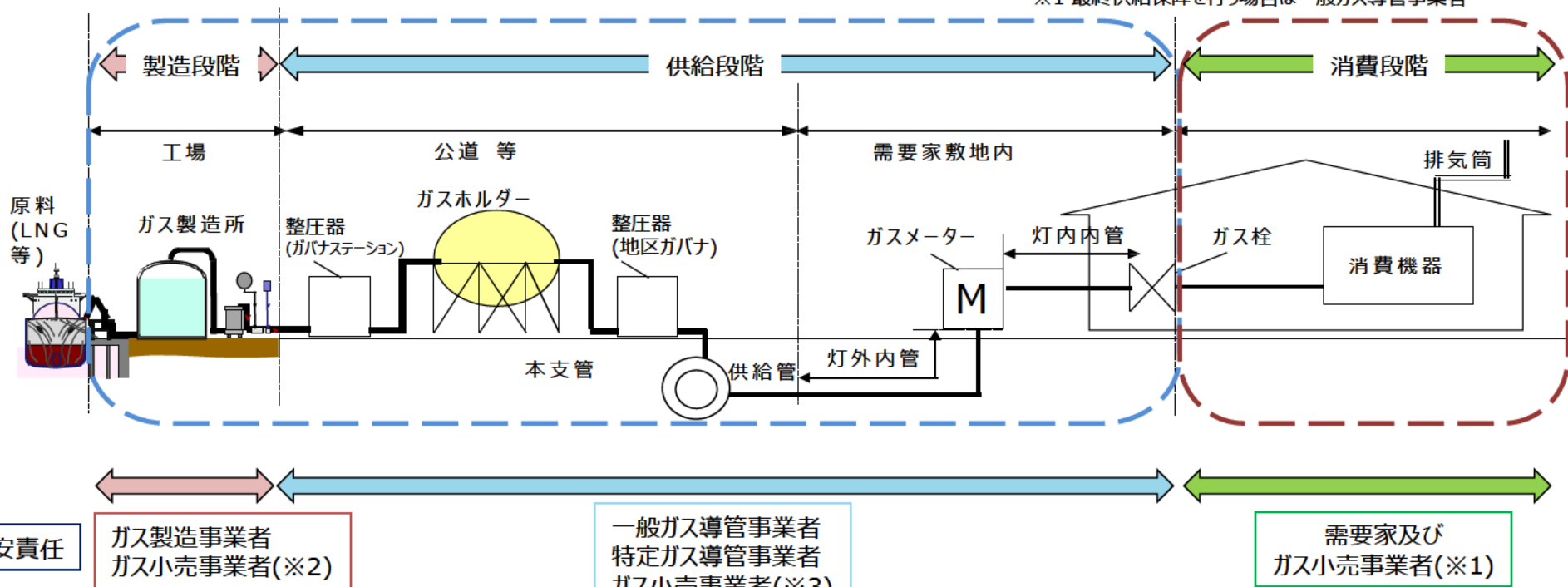
消費機器の保安規制

【ガス小売事業者(※1)に対する義務】

消費機器の調査、周知、緊急保安（第159条）

【需要家に対する義務】 基準適合命令（第161条）

※1 最終供給保障を行う場合は一般ガス導管事業者



保安責任

ガス製造事業者
ガス小売事業者(※2)

一般ガス導管事業者
特定ガス導管事業者
ガス小売事業者(※3)

需要家及び
ガス小売事業者(※1)

※2 20万KL未満のLNGガス貯蔵設備の場合

※3 託送供給を行わない場合